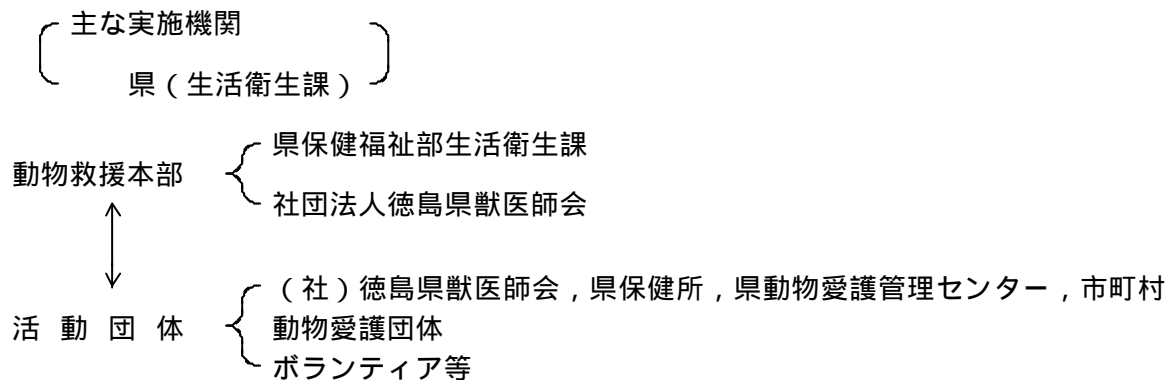


第30節 動物救済対策

被災地における動物の救護については、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

り災動物に対する保護，収容，捕獲等の救援対策については，動物救援本部を設置し，実施するものとする。



2 実施方法

- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布，負傷動物の収容・治療，放浪動物の保護，その他動物に係る相談等を実施する。
- (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達，配布についての調整を行う。
- (3) 仮設救援センターを設置し，保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- (4) 危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については，飼養者，動物園，警察署等の連絡体制を図り管理に努める。